

第4節 財務・会計の状況

1 独立行政法人の会計制度等

(1) 独立行政法人の会計処理の原則

独立行政法人の会計については、原則として企業会計原則によることとされている(通則法第37条)。ここで、企業会計原則は株式会社等の営利企業を直接の適用対象としているため、公共的な性格を有し利益獲得を主たる目的としないなど営利企業とは異なる特殊性を有する独立行政法人にそのまま適用することは、本来伝達されるべき会計情報が伝達されないなどの事態を生じかねない。

このため、独立行政法人の会計については、企業会計原則を原則としつつ、上記の特殊性を考慮した「独立行政法人会計基準」(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会決定。最終改定平成19年11月19日)に基づいて処理されている。

(2) 独立行政法人の財務諸表等

独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書)を作成し、当該事業年度の終了後3か月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない(通則法第38条第1項)。

また、独立行政法人が財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書並びに監事の意見(会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見)を付けなければならないこととされている(通則法第38条第2項)。

図表18. 独立行政法人の財務諸表等

種 類		概 要	
財 務 諸 表	貸借対照表	独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日現在の資産、負債及び純資産の状況を示したもの。	
	損益計算書	独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する収益、費用の状況を示したもの。	
	利益の処分又は損失の処理に関する書類	独立行政法人の当期末処分利益の処分又は当期末処理損失の処理の内容を明らかにするもの。	
	その他主務省令で定める書類	キャッシュ・フロー計算書	当該事業年度の独立行政法人のキャッシュ・フローの状況を活動区分別に示したもの。
		行政サービス実施コスト計算書	納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するため、独立行政法人の業務運営に関して最終的に国民の負担に帰せられるコスト情報(行政サービス実施コスト)を一元的に集約して表示するもの。
附属明細書		上記の書類に係る明細書	
事業報告書		財務情報や定性的情報などを用いて独立行政法人の事業報告を行うもの。	
決算報告書		独立行政法人の決算(予算執行の状況)を明らかにするもの。	

(注)1. 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2. 財務諸表については、「独立行政法人会計基準」において独立行政法人の財務諸表の体系と整理されているものを記載。

さらに、移行独法の中には、民間企業等に対する出資を業務とする法人もあることから、独立行政法人とその出資先を公的な資金が供給されている一つの会計主体としてとらえ、公的な主体である独立行政法人の説明責任を果たすため、一定の関係にある法人を有する独立行政法人は財務諸表とともに連結財務諸表を作成することとされている。

(3) 独立行政法人の財務諸表等に係る監査

個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる法人、100 億円以上の資本金を有する法人及び負債の部に計上した金額の合計額が 200 億円以上に達している法人については、監事による監査のほか、会計監査人(公認会計士又は監査法人)による監査を受けることが義務付けられている(通則法第 39 条及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第 2 条)(資料 1-1「独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)」及び資料 1-2「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成 12 年政令第 316 号)」参照)。

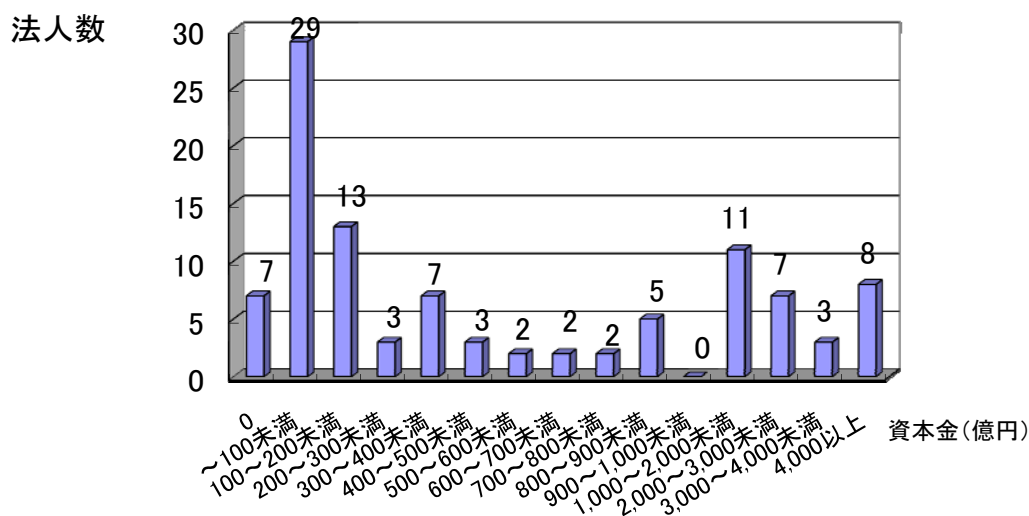
この結果、平成 19 年度は 102 法人のうち 78 法人において、通則法第 39 条の規定に基づく会計監査が実施されているほか、7 法人において、法人の任意により公認会計士又は監査法人による通則法第 39 条に準じた監査が行われている(資料 9「財務諸表等に関する会計監査人等による監査の実施状況」参照)。

2 各種データ

(1) 資本金

平成 19 年度末日現在における資本金規模別の法人数の状況をみると、資本金 1,000 億円未満の法人は 102 法人のうち 73 法人(資本金を有しない 7 法人を含む)となっており、資本金が 1,000 億円以上の法人は 29 法人となっている(図表 19 及び資料 10「独立行政法人の資本金」参照)。

図表 19. 資本金規模別の独立行政法人数(平成 19 年度末現在)



(注)各独立行政法人の貸借対照表(法人単位)に基づき政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、平成 19 年度末現在の資本金上位 5 法人は図表 20 のとおりである(資料 10「独立行政法人の資本金」参照)。

図表 20. 資本金 上位 5 法人(平成 19 年度末現在)

法人名	金額
日本高速道路保有・債務返済機構	4兆7,281億円
福祉医療機構	3兆5,742億円
中小企業基盤整備機構	1兆955億円
都市再生機構	9,485億円
日本原子力研究開発機構	8,086億円

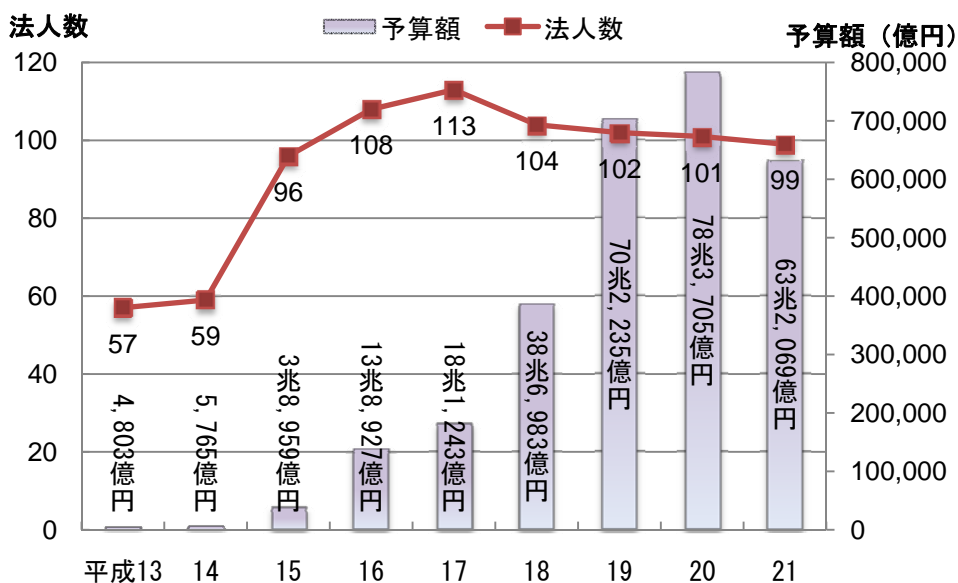
(注)1. 各法人の貸借対照表(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 億円未満は四捨五入。

(2) 予算

ア 予算総額

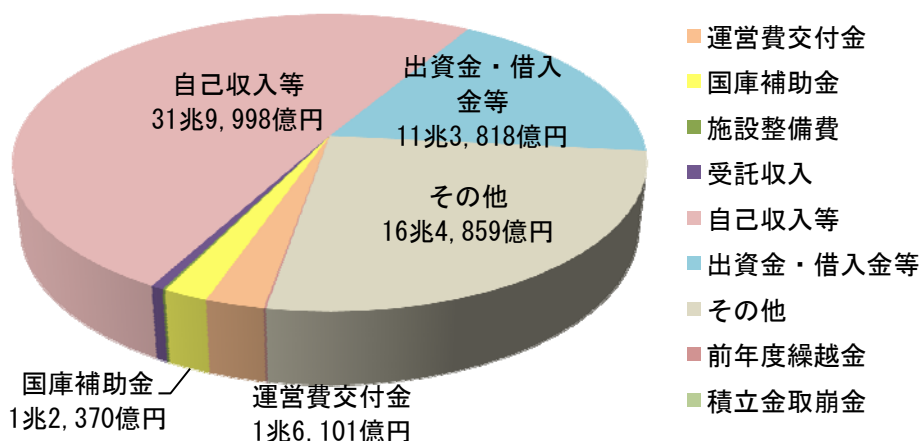
独立行政法人全体における当初予算(収入)(自己収入等によるもの及び過年度からの繰越分で当該年度予算に組み込まれたものを含む。)の推移をみると、平成 21 年度は、99 法人で 63 兆 2,069 億円となっている。ここで、20 年度と 21 年度を比較すると、予算額は 15 兆 1,636 億円減少しているが、これは、1兆円以上予算が増加した法人がない一方、年金積立金管理運用に係る予算が 11 兆 6,674 億円、郵便貯金・簡易生命保険管理機構に係る予算が 2兆 50 億円減少したこと等によるものである(図表 21 及び資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表21.独立行政法人全体の当初予算(収入)の推移(総額)



(注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

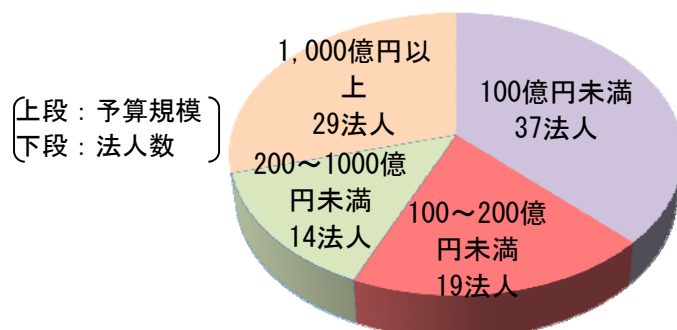
図表22. 平成 21 年度の独立行政法人全体の当初予算(収入)の内訳(項目別)



(注) 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

平成 21 年度の当初予算(収入)の状況を規模別にみると、99 法人のうち 37 法人(37.4%)が予算規模が 100 億円未満となっている一方、予算規模が 1,000 億円以上の法人は 29 法人(29.3%)となっている。

図表 23. 予算規模別の独立行政法人の状況(平成 21 年度)



(注)各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、当初予算(収入)の上位及び下位5法人は下記のとおりとなっている(資料 11-5「独立行政法人の平成 21 年度計画における予算額(収入)」参照)。

図表 24. 予算規模上位・下位の5法人(平成 21 年度)

法人名	金額	法人名	金額
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	23兆9,305億円	国立国語研究所(注3)	5億円
住宅金融支援機構	10兆5,020億円	国立健康・栄養研究所	9億円
年金積立金管理運用	8兆9,678億円	北方領土問題対策協会	10億円
日本高速道路保有・債務返済機構	4兆0,272億円	国立女性教育会館	10億円
都市再生機構	2兆2,281億円	酒類総合研究所	12億円

(注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

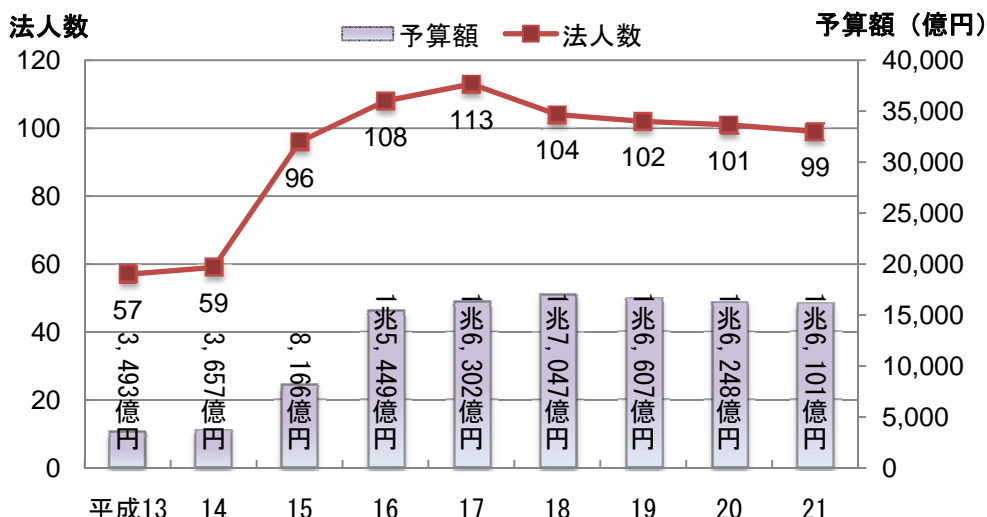
2. 億円未満は四捨五入。

3. 平成 21 年 10 月 1 日をもって大学共同利用機関法人人間文化研究機構に移管のため、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの予算を計上。

イ 運営費交付金

多くの独立行政法人に対しては、法人の業務運営の財源に充てるため、毎年、国から運営費交付金が交付されている。当初予算(収入)における運営費交付金(過年度からの繰越しで当該年度の予算に組み込まれたものを含む。)の総額の推移をみると、図表25のとおり、平成21年度は99法人で1兆6,101億円と、20年度の1兆6,248億円と比較して147億円減少している(資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照。また、独立行政法人に対する国の財政支出については、資料13「平成20年度独立行政法人に対する財政支出」を参照)。

図表25. 独立行政法人全体の運営費交付金の推移



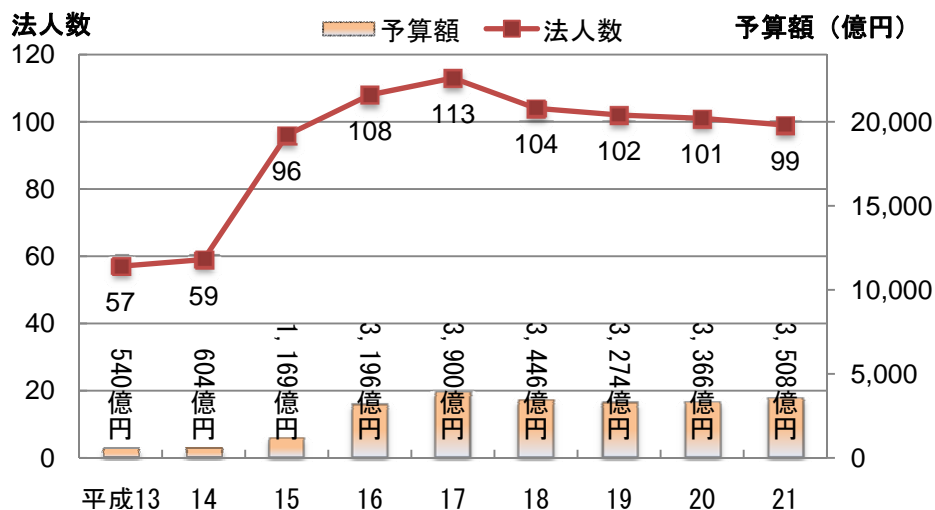
(注)1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

ウ 自己収入等(受託収入含む)

i 受託収入

独立行政法人の当初予算における国、特殊法人、民間等から委託を受けた研究等の受託収入の推移については図表26となっており、平成21年度は99法人で3,508億円と、20年度の3,366億円と比較して142億円増加している(資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表26. 独立行政法人全体の受託収入の推移



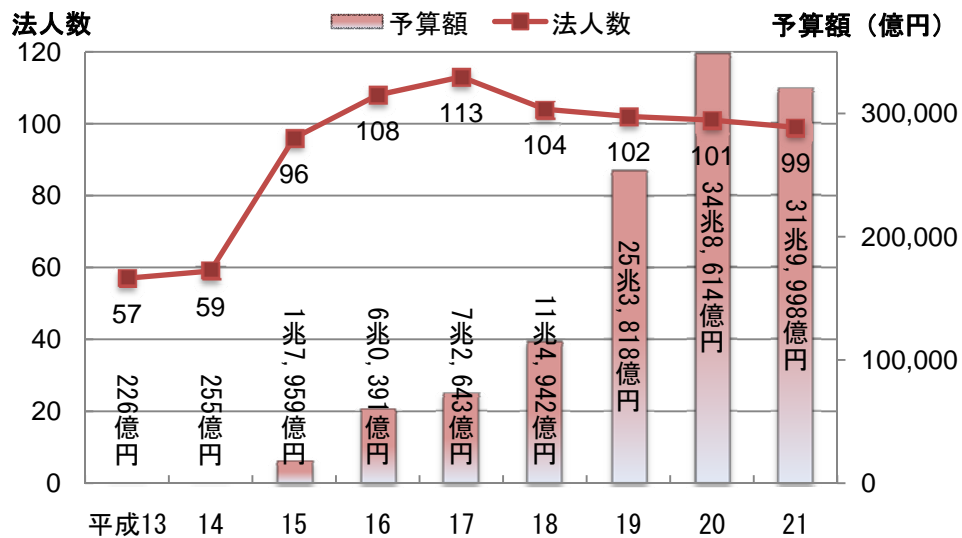
(注)1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

ii 受託収入を除く自己収入等

独立行政法人の当初予算における受託収入を除く自己収入等の推移をみると図表 27 となっており、平成 21 年度は 99 法人で 31 兆 9,998 億円と、20 年度の 34 兆 8,614 億円と比較して 2 兆 8,616 億円減少している(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

この理由は、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の自己収入等に係る予算が 1 兆 9,243 億円減少したこと等による。

図表 27. 独立行政法人全体の自己収入等の推移



(注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

なお、各独立行政法人の平成 21 年度計画予算において見込んでいる自己収入等の多い上位 5 法人は下記のとおりである(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表 28. 自己収入等に係る収入予算 上位 5 法人(平成 21 年度収入当初予算)

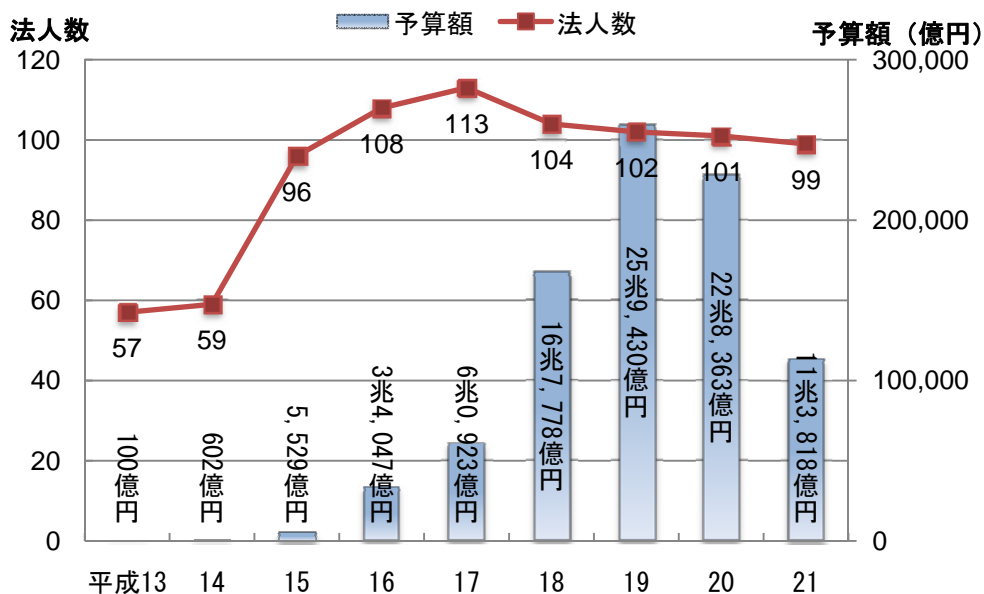
法人名	金額
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	19兆 214億円
年金積立金管理運用	3兆8,566億円
日本高速道路保有・債務返済機構	1兆5,911億円
住宅金融支援機構	1兆5,007億円
都市再生機構	1兆1,670億円

(注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 億円未満は四捨五入。

エ 出資金・借入金等

独立行政法人の当初予算における出資金及び借入金等の状況の推移をみると、図表 29 となっており、平成 21 年度は 99 法人で 11 兆 3,818 億円と、20 年度の 22 兆 8,363 億円と比較して 11 兆 4,545 億円減少している(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。この理由は、年金積立金管理運用の出資金・借入金等に係る予算が 10 兆 6,764 億円減少したこと等による。

図表 29. 独立行政法人全体の出資金・借入金等の推移



(注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

なお、各独立行政法人の 21 年度計画予算において見込んでいる出資金及び借入金等の多い上位 5 法人は下記のとおりである(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表 30. 出資金・借入金等に係る収入予算 上位 5 法人(平成 21 年度収入当初予算)

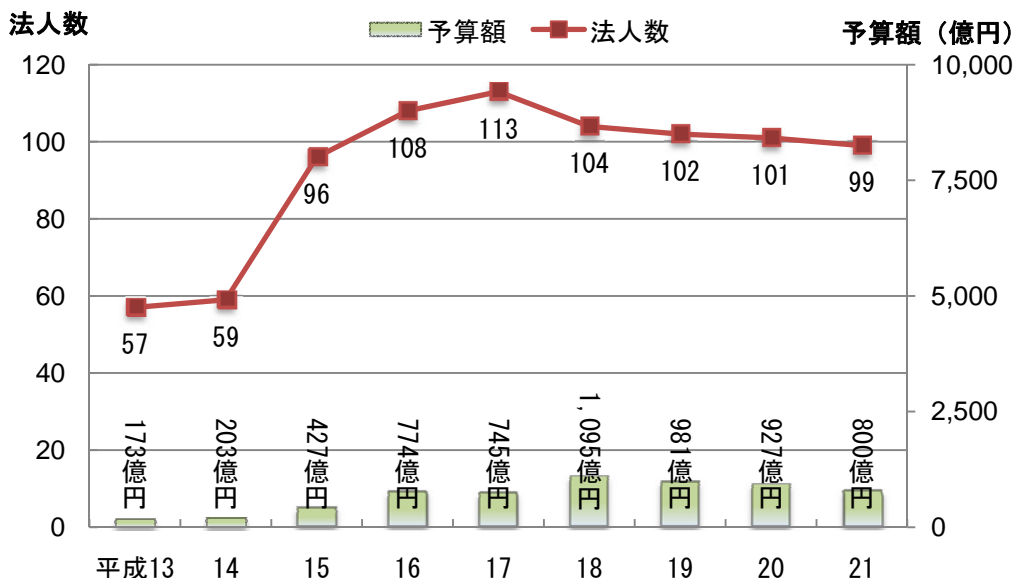
法人名	金額
住宅金融支援機構	4兆3,291億円
日本高速道路保有・債務返済機構	2兆4,317億円
日本学生支援機構	1兆1,651億円
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1兆1,190億円
都市再生機構	9,745億円

(注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 億円未満は四捨五入。

オ 施設整備費

独立行政法人に対して、国は、法人が施設の整備に必要な財源として、施設整備費の補助を行っている。独立行政法人の当初予算における施設整備費補助金の総額の推移をみると、図表 31 となっており、平成 21 年度は 99 法人で 800 億円と 20 年度の 927 億円と比較して 127 億円減少している(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表31. 独立行政法人全体の施設整備費の推移



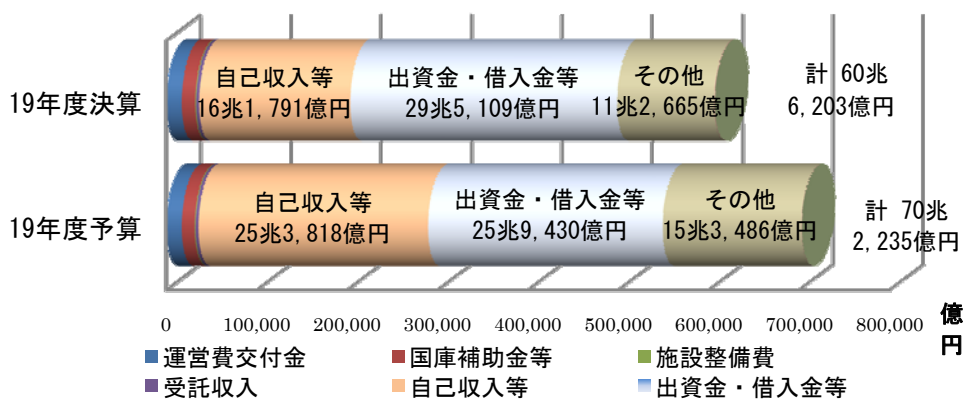
(注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

(3) 決算

平成19年度までに設立された102法人の19年度決算の総額は、収入で60兆6,203億円、支出で71兆2,922億円となっており、収入について予算額(70兆2,235億円)と比較すると、決算額が予算額よりも9兆6,032億円(予算額の13.7%)少ない(資料14-5「独立行政法人の平成19年度決算(収入)」及び資料15-5「独立行政法人の平成19年度決算(支出)」参照)。

また、収入決算額の内訳をみると、運営費交付金が1兆6,608億円、国庫補助金等が1兆4,950億円、施設整備費補助金が1,011億円、国や特殊法人等からの受託収入が3,358億円、自己収入等が16兆1,791億円、出資金・借入金等が29兆5,109億円、その他が11兆2,665億円、前年度繰越金が676億円及び積立金取崩金が35億円となっており、平成19年度当初予算と比べ、自己収入等が9兆2,027億円減少、出資金・借入金等が3兆5,679億円増加している(資料11-3「独立行政法人の平成19年度計画における予算額(収入)」及び資料14-5「独立行政法人の平成19年度決算(収入)」参照)。

図表32. 独立行政法人の収入に係る予算及び決算額の対比(平成19年度)



(注) 1. 各法人の年度計画及び決算報告書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 億円未満は四捨五入。

(4) 運営費交付金の収益化基準の採用状況

独立行政法人特有の制度である運営費交付金は、独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、業務がなされるまでは交付金の交付をもって収益と認識することは適当ではないことから、独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理し、中期目標の期間中、業務の進行に応じて収益化を行うものとされている。

また、この収益化の方法については、

- i) 業務の達成度に応じて収益化を行う方法(業務達成型)、
 - ii) 一定の期間の経過を業務の進行とみなし収益化を行う方法(期間進行型)、
 - iii) 業務のための支出額を限度として収益化する方法(費用進行型)
- の3つの考え方が示されている。

平成19年度末日現在の102法人のうち、運営費交付金が交付されていない16法人を除く86法人について運営費交付金の収益化の方法をみると、69法人が費用進行型の方法のみを採用しており、残りの17法人については、業務内容等に応じて、i) 業務達成型の方法のみを採用しているものが2法人、ii) 期間進行型の方法のみを採用しているものが1法人、iii) 業務達成型と期間進行型の方法を使い分けているものが7法人、iv) 期間進行型と費用進行型の方法を使い分けているものが1法人、v) 三つの方法すべてを使い分けているものが6法人となっている(資料16「運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成19年度)」参照)。

なお、平成19年11月の「独立行政法人会計基準」の改定により、運営費交付金の収益化基準のうち成果進行型が業務達成型へと名称が改められるとともに、費用進行型を採用する場合、当該方法を採用した理由を財務諸表において「重要な会計方針」として注記しなければならないこととされた。

(5) セグメント情報等

ア 勘定別財務諸表

独立行政法人においては、個別法により区分して経理することが求められる場合、法人全体の財務諸表に加えて、区分した経理単位(以下「勘定」という。)ごとの財務諸表を作成することとされている。

平成19年度末日現在、102法人のうち40法人(39.2%)において法定勘定が設けられており、勘定数が最も多い6法人は図表33のとおりである(資料17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成19年度)」参照)。

図表33. 勘定数が最も多い6法人

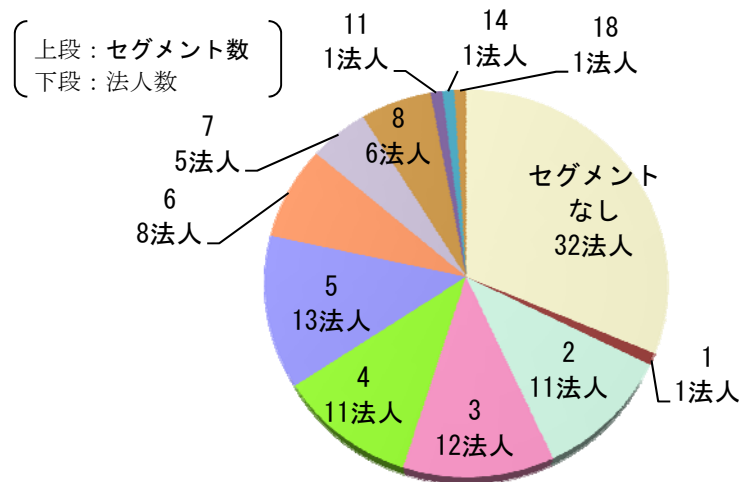
法人名	勘定数
福祉医療機構	14
農畜産業振興機構	8
中小企業基盤整備機構	8
新エネルギー・産業技術総合開発機構	7
情報通信研究機構	6
医薬品医療機器総合機構	6

(注)各法人の財務諸表等に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

イ セグメント情報

独立行政法人は、勘定別に財務諸表を作成するほか、附属明細書においてセグメント情報を開示することが求められている。各法人の平成 19 年度の附属明細書によれば、同年度末日現在の 102 法人のうち、31.4%に当たる 32 法人は法定勘定区分以外のセグメントを有していない一方、68.6%に当たる 70 法人が法定勘定区分に加えて複数のセグメントを有している(資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 19 年度)」参照)。

図表34. セグメント区分の実施状況(平成 19 年度)



(注) 各法人の附属明細書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

ここで、セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考としつつ当該法人の業務内容等に応じて、各法人において個々に定めることとされている。

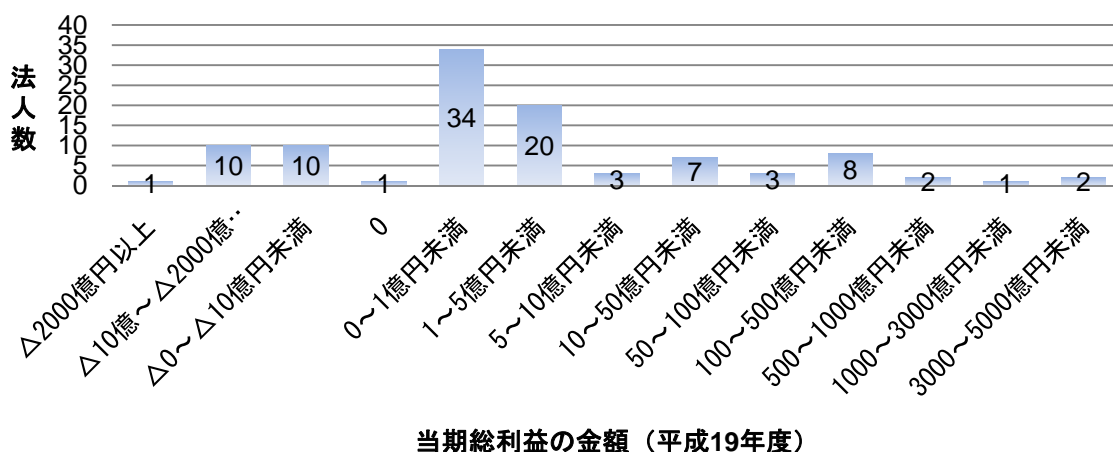
この点、セグメント情報の開示を行っている 70 法人のうち、事業の種類別にセグメントの設定を行っている法人が 65 法人、また、施設の区分別に設定を行っている法人が 2 法人、事業と施設の別を組み合わせ設定を行っている法人が 3 法人となっている(資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 19 年度)」参照)。

(6) 財政状態及び損益

平成19年度までに設立された102法人について、貸借対照表に計上された財政状態の状況を見ると、全体で資産が418兆円、負債が393兆円、純資産が25兆円となっている(資料18-1「資産、負債及び純資産の状況(平成19年度)」参照)。

次に、損益計算書上に計上された損益の状況を見ると、80法人が合計で1兆2,753億円の利益を計上し、1法人が損益ゼロ、さらに21法人が合計で6兆2,266億円の損失を計上している(資料18-2「当期総利益(損失)の状況(平成19年度)」参照)。この理由は、年金積立金管理運用の当期総損失が5兆6,455億円計上されたこと等による。

図表35. 当期総利益(又は損失)の状況(平成19年度)



(注) 各法人の損益計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、平成19年度における各法人の当期総利益又は損失が最も多い5法人は下記のとおりである(資料18-2「当期総利益(損失)の状況(平成19年度)」参照)。

図表36. 当期総利益又は損失が最も多い5法人(平成19年度)

(当期総利益最多5法人)		(当期総損失最多5法人)	
法人名	金額	法人名	金額
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4,602億円	年金積立金管理運用	5兆6,455億円
日本高速道路保有・債務返済機構	4,001億円	中小企業基盤整備機構	1,712億円
福祉医療機構	1,068億円	住宅金融支援機構	1,569億円
都市再生機構	741億円	勤労者退職金共済機構	1,536億円
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	686億円	日本貿易保険	837億円

(注)1. 各法人の損益計算書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2. 億円未満は四捨五入。

(7) 運営費交付金債務

独立採算制を前提としない独立行政法人に対しては、国の予算において所要の財源措置を行うものとされ(通則法第46条)、平成19年度においては、運営費交付金として85法人に対して総額1兆6,607億円が交付されている。

また、平成19年度末現在、運営費交付金債務を計上している法人は62法人でその金額合計は861億円となっている。なお、運営費交付金債務の計上額が最も多い5法人は下記のようになっている(資料19「運営費交付金債務の状況」参照)。

図表37. 運営費交付金債務残高 上位5法人(平成19年度末現在)

法人名	金額
日本原子力研究開発機構	203億円
国際協力機構	69億円
科学技術振興機構	61億円
情報通信研究機構	49億円
産業技術総合研究所	48億円

- (注)1. 各法人の附属明細書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 億円未満は四捨五入。

(8) 目的積立金

独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、法人の経営努力により生じた額として主務大臣の承認する金額(以下「目的積立金」という。)について、翌年度以降、中期計画の「剰余金の使途」の項目で定めておいた使途に充てることとされており(通則法第44条第3項)、その額は、法人における経営努力を示す指標の一つとしても位置付けられる。

なお、19年度末現在、下記の8法人が目的積立金を有している(資料20「目的積立金及び利益剰余金等の状況」参照)。

図表38. 目的積立金残高を計上している法人(平成19年度末現在)

法人名	金額
住宅金融支援機構	3,495.1億円
国立病院機構	77.4億円
産業技術総合研究所	3.6億円
日本芸術文化振興会	2.7億円
国立高等専門学校機構	1.5億円
土木研究所	0.5億円
放射線医学総合研究所	0.1億円
物質・材料研究機構	0.1億円

- (注)1. 各法人の貸借対照表(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 百万円以下は四捨五入。

また、平成19年度までに設立された102法人の当期総利益又は損失の総額として4兆9,514億円の損失が計上されているが、このうち利益処分により目的積立金として主務大臣の承認を受けようとするのは、7法人で総額4.1億円となっており、うち額の多い上位5法人は下記のとおりである(資料20「目的積立金及び利益剰余金等の状況」参照)。

図表39. 平成19年度利益処分における目的積立金の申請額 上位5法人

法人名	金額
産業技術総合研究所	2.08億円
国立高等専門学校機構	1.18億円
科学技術振興機構	0.38億円
物質・材料研究機構	0.32億円
放射線医学総合研究所	0.04億円

(注)1. 各法人の利益処分に関する書類に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 百万円未満は四捨五入。

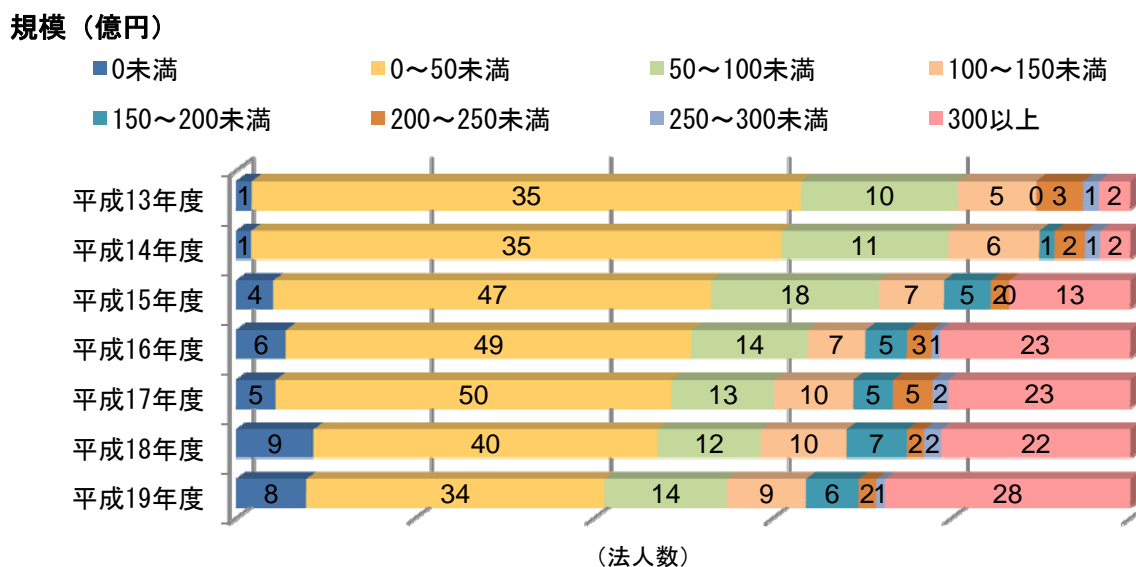
(9) 行政サービス実施コスト

独立行政法人においては、法人の業務運営に関して、納税者たる国民の負担に帰せられるコストを明らかにすることを目的として、主務省令に基づき、「行政サービス実施コスト計算書」を財務諸表の一つとして作成することとされている。同計算書は、「業務費用」、「損益外減価償却相当額」、「損益外減損損失相当額」、「引当外賞与見積額」、「引当外退職手当増加見積額」及び「機会費用」(国有財産の無償使用及び国の出資等を行っていないならば、本来国の収入となったと考えられる国民負担額)で構成されており、これらから算出される行政サービス実施コストには、実質的に国民負担に帰するコストが網羅的に含まれることから、法人の評価に当たって、これを用いることにより、法人の業務によりもたらされるベネフィットとの比較検討を行うことが可能となる。

まず、平成19年度までに設立された102法人について、19年度の行政サービス実施コストの状況をみると、業務費用が7兆8,145億円、損益外減価償却相当額が2,704億円、損益外減損損失相当額が123億円、引当外賞与見積額が△5億円、引当外退職手当増加見積額が△90億円、機会費用が2,985億円、法人税及び国庫納付額の控除が△126億円となっており、合計では8兆3,737億円となっている(資料21「行政サービス実施コストの状況(平成19年度)」参照)。

次に、19年度において行政サービス実施コストの規模別の法人数をみると、同コストが0億円以上50億円未満の法人数が最も多く、34法人となっている(図表40及び資料21「行政サービス実施コストの状況(平成19年度)」参照)。

図表40. 行政サービス実施コスト規模別の法人数 (平成13～19年度)



(注) 各法人の行政サービス実施コスト計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、平成19年度における各法人の行政サービス実施コストについて、上位及び下位の5法人は下記のとおりである(資料21「行政サービス実施コストの状況(平成19年度)」参照)。

図表41. 行政サービス実施コストが最多・最少の5法人(平成19年度)

(最多5法人)		(最少5法人)	
法人名	金額	法人名	金額
年金積立金管理運用	5兆6,455億円	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	△3,704億円
住宅金融支援機構	2,579億円	日本高速道路保有・債務返済機構	△3,248億円
宇宙航空研究開発機構	2,376億円	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	△102億円
新エネルギー・産業技術総合開発機構	2,261億円	国立印刷局	△84億円
日本原子力研究開発機構	2,178億円	日本スポーツ振興センター	△28億円

(注)1. 各法人の行政サービス実施コスト計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 億円未満は四捨五入。